政策所管部局	官房秘書課	評価実施主体	官房秘書課		
施策等の名称	行政事務の効率化				
目標	「連絡・通知」,「情報対及び「申請・承認」型の ーパーレス化(電子化)	の内部事務についる		内部事務のうち主な 5 7 事系 のペーパーレス化(電子化) の進ちょく状況	
基本的考え方	円 用のり化な (を保留している。 一番ではいる。 一番で当世で本策化 務 シの(対 ス の の の の の の の の の の の の の の の の の の	おいい では、 おいいでは、 おいいでは、 おいいでは、 おいでは、 ないでは、 ないでは、 はいいのでは、 はいのでは	服、会議開催通知、国会情報が いて文書を電子的に発送する。 時間の短縮等を可能とする。 有することが可能なもの; で書を共有することにより,等 理から組織的な情報管理へ利 対に伝達し,協議・調整を行き	
目標達成に影響を及ぼす可 能性がある外 部要因	特になし。				
見直しの有無	1 目標自体の見直しの なし。)有無			

2 関係する施策等の改善,見直しの有無

なし。

評価結果 1 測定時期

平成14年3月31日

2 評価方法

法務省における行政事務のペーパーレス化(電子化)実施計画に基づき,ペーパーレ ス化(電子化)の進ちょく状況について、法務省のすべての機関を対象にフォローアッ プを行い、電子化対象57事務について、「全て電子化」、「一部電子化」、「未電子化」 の3類型に分類の上,それぞれの割合を測定し,また,電子化による効果的事例から行 政コストの削減・事務の簡素化・効率化の状況を把握する。

3 平成13年度に講じた施策

前年度の進ちょく状況,フォローアップ結果を踏まえ「法務省における行政事務のペ ーパーレス化(電子化)実施計画」の見直しを行い、職員に対しペーパーレス化(電子 化)の必要性についての意識を喚起するとともに,フォローアップの結果をインターネ ットで公表した。

また,本省・出先機関間の伝達負荷の軽減,伝達スピードの向上を図るため本省局部 課・所管各庁間ネットワークを構築をした。

4 評価

- (1)電子化対象事務全体について,前年度(()内)と比較すると,全て電子化されて いる事務は26.0%(23.2%),一部電子化されている事務は35.6% (33.9%)及び未電子化事務は38.4%(42.9%)であり,全て電子化に 一部電子化も含めると61.6%となり,電子化が進んでいる。
- (2) 電子メール,電子掲示板の活用,電子媒体による情報管理の推進などによる効果の 具体的事例は以下のとおりである。

スケジュール調整

日程表を共有ファイルに保存し,職員が閲覧・入力できるようにし各幹部各室・ 係等の日程を周知。これにより、日程の追加等が適宜可能になり、常に最新の情報 が閲覧可能となった。

日程照会・複写・配布事務の軽減,複写用紙の節約。

広報誌(省内誌・部内誌)

原稿作成依頼・出先機関への必要部数の複写及び送付をLANを利用し,電子メ ール・電子掲示板に掲載した。

複写・配布事務の軽減, 複写用紙・郵送料の節約。

法令協議等(省内への配布)

照会・回答事務については、電子メールにより照会を行い、回答様式等を電子掲 示板に掲載し,それを活用し回答も電子メールで行う。

電話照会・回答及び複写・配布時間の短縮,複写用紙の節約。

(3)未電子化の主な理由は、ハードウェア及びソフトウェアの未整備又は機能不足等に よるもの31.8%,ベーパーレス化(電子化)に対応した文書管理規定及びシステ ム運用規定の未整備によるもの25.2%及び職員のペーパーレス化(電子化)推進 の意識及び情報機器操作の習熟度が低いことによるもの19.8%となっており,今 後これらの障害の解消に務める必要がある。

評価結果に基 1 講じた措置の内容及び時期

- づく措置状況 │ (1) LAN 等情報通信基盤の活用によるペーパーレス化 (電子化)実現のための環境整備 を図るため,法務省行政情報化推進計画を改定した(平成14年8月)。
 - (2)「文書等一斉整理の日」を定め,文書の重複保有の解消及び執務スペースの確保・ 執務環境の整備等を図った(平成14年6月)。

2 今後の予定

- (1)「法務省における行政事務のペーパーレス化(電子化)実施計画」の見直しを行う とともに、「行政情報化週間」を活用して、ペーパーレス化(電子化)に対する職員 の意識向上等を図る。
- (2) 稟議・決裁システムを活用しペーパーレス化(電子化)を推進する。
- (3) 稟議・決裁システムに対応した文書関係規定を整備する。
- (4)法務省行政情報化推進計画に基づき,情報通信基盤等整備・充実を図る。
- (5)情報機器操作等習熟度向上のため,情報システム関連講習等を実施する。

3 その他

特になし。

備 考

政策所管部局	官房施設課	評価実施主体	官房施設課		
施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設整備に係る国際協力				
目標				依頼件数に対する専門家 の派遣数 依頼件数に対する研修の 実施件数	
基本的考え方	この施策は、「法務省組織令第17条第5号(施設課の所掌事務)施設の整備に関する 国際協力並びに施設の管理及び運営に関する国際協力の推進に関すること」に基づいてい る。これは、昨今、国際協力に関して、刑事政策分野においても、犯罪の防止、犯罪者の 更生が途上国の社会、経済発展の重要な要素であることの認識が高まっているという背景 の下、施設に関連する援助要請に対し協力を行うために設けられたものである。 具体的には、外務省からの依頼に基づき、外国への専門家派遣及び外国の研修員の受入 れ等を行うことにより、相手国施設整備推進のために貢献する。				
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	1 相手国からの国際協力要請に対する外務省の予算措置 2 相手国の施設整備に係る予算措置 3 相手国受入れ機関の組織の改編等				
見直しの有無	1 目標自体の見直しの有無なし。 2 関係する施策等の改善,見直しの有無なし。				
評価結果	1 測定時期 平成14年3月31 2 評価方法 (1)専門家派遣依頼に (2)研修依頼に対する 3 平成13年度に講じ	対する達成率を算 達成率を算出する	-		

(1)専門家の派遣

ア タイ王国司法省から国際協力事業団を通じて同国の少年施設整備プロジェクトを 援助する専門家派遣依頼(1名)を受け、課内において人材を選任し、同依頼に応 じた。

なお,当該専門家は「少年院整備のための標準設計作成」等の技術協力活動を行い,同国の少年施設整備に貢献した(派遣期間:平成11年5月10日~平成13年5月9日)。

イ フィリピン共和国司法省から国際協力事業団を通じて非行少年施設計画分野の専門家派遣依頼(1名)を受け、課内おいて人材を選任し、同依頼に応じた。

なお,当該専門家は同国における非行少年訓練施設の現状の調査等を行い,施設の改善について提言を行うなどの貢献を行った(派遣期間:平成13年7月5日~平成13年12月20日)。

(2)研修員の受入れ及び研修の実施

- ア 国際協力事業団からフィリピン共和国司法次官への研修依頼を受け、課内において研修内容を検討し、「少年院・計画及び運営」についての研修を実施した。研修員に対し少年院の計画及び運営についての知識、並びに少年院の現状についての情報提供することで、フィリピン少年司法制度改善の推進に貢献した(研修期間:平成14年2月20日~平成14年2月28日)。
- イ 法務省矯正局から同局が研修員として受け入れたタイ王国内務省行刑局会計課長への研修依頼を受け、課内において研修内容を検討し、「施設整備等について」の研修を実施した。研修員に対し矯正施設の計画についての総合的な知識を提供し、タイ王国の矯正施設の改善に貢献した(研修期間:平成13年12月3日~平成13年12月7日)。

4 評価

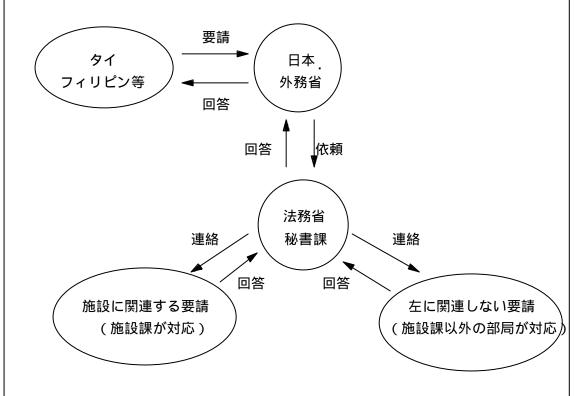
本年度において,専門家派遣依頼及び研修依頼に対する達成度は共に100%であり,実績は良好である。

今後も,本年度同様専門家派遣,研修員の受入れ等について積極的に対応していきたい。

(参考)

組織令第17条第5号関係

「施設の整備に関する国際協力並びに施設の管理及び運営に関する国際協力の推進に 関すること」



評価結果に基 づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

協力を円滑に遂行するため、平成13年度より「施設課国際協力プロジェクトチー

ム」を発足させ、依頼があった場合、早急に対応できる体制づくりを行っている。

本年度も継続してチームを存続させ、専門家派遣、研修員の受入れ等について適切に対応できるよう体制を整えている。

2 今後の予定

タイ王国司法省から国際協力事業団を通じての専門家派遣依頼(1名)を受け、課内において人材を選任し、同依頼に応じた上、派遣する予定である。(派遣予定期間:平成14年9月~平成16年9月)

フィリピン共和国司法省から国際協力事業団を通じての専門家派遣依頼(1名)を受け、課内において人材を選任し、同依頼に応じた上、派遣する予定である。(派遣予定期間:平成14年9月~平成15年3月)

今後も積極的に対応し,国際協力を推進していく予定である。

3 その他

特になし。

備考

タイ王国及びフィリピン共和国への専門家派遣については,それぞれ本年9月25日と 9月17日に予定どおり実施した。

政策所管部局	法務総合研究所	評価実施主体名	 法務総合研究所 	Tr.	
施策等の名称	国際連合に協力して行う研修,研究及び調査の推進				
目標	刑事司法関係者に対する 協力を行い,研修等対象 確立する。				
基本的考え方	アジア・太平洋地域における開発途上国の最近における実情を見ると,政治機構の不備や汚職のまん延などのため,法による統治が十分機能しなかったり,急速な経済成長を続けているものの,それに伴って貧富の差が拡大して社会不安が高まったり,各種犯罪が大幅に増加したりしているにもかかわらず,法整備が進まず,効果的な犯罪防止策も講じられず,犯罪に対する捜査,裁判及び刑の執行が困難となり,過剰拘禁等の問題も生じて犯罪者の更生改善も進まない状況となっている国が多い。これら諸国にあっては,1960年代以降の飛躍的な経済成長や人口の都市流入を経験しながらも,犯罪の増加がさほど顕著でなく,犯罪発生率の低さや犯罪検挙率の高さは世界有数であり,治安もおおむね平穏に保たれている我が国に対し,我が国の経験を生かしてそれらの国々における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力を行うことを要請してきている。法務総合研究所においては,国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年にわたり実施してきたことにより,日本の刑事司法制度のみならず,アジア諸国における刑事司法制度の実情にも精通していることから,その豊富な経験及び知識に基づいて,近年の国際社会の刑事司法を取り巻く情勢の変化や国連等における対策への取組に相応して,「組織犯罪」「汚職防止」「司法改革」等をテーマとして,研修対象国の警察,検察,裁判,罪の防止及び犯罪者処遇の改善並びに刑事司法制度の確立及び改善・向上を目的とした国際研修等を実施するとともに,刑事司法及び刑事政策全般に関する諸問題について調査・研究を行い,資料及び情報を収集・配布することによって,地域内各国政府の犯罪対策の充実及び犯罪者処遇の向上に協力し,それらの国々における刑事司法制度の確立に寄与する。				
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	研修対象国内における 中止等の政策転換など。	政情不安,政变,	治安悪化,研修	彦員の派遣中止や教官の派遣受入	
見直しの有無	1 目標自体の見直しの なし。2 関係する施策等の改 なし。		:		

評価 結果 1 測定時期

平成14年3月31日

2 評価方法

- (1)研修に関しては,平成13年に実施した研修に対する,各研修員及び参加国の満足 度より評価するものとする。
- (2)研究等に関しては,年度当初計画が予定どおり実施できたか否かにより評価するも のとする。

3 平成13年度に講じた施策

(1)国際研修・セミナー等の実施

7回の国際研修・セミナー等(延べ実施日数256日,延べ研修員数127人)を 実施した。

ア 研修の目的

我が国及びアジアを中心とする諸外国における刑事司法制度に関する諸問題につ き検討し,研修参加国における刑事司法制度の充実・発展及び人材育成に寄与す

イ 研修参加国及び研修員数

中国、インドネシア、インド、タイ等外国人92名 日本人35名

ウ 研修テーマ

国際組織犯罪対策,汚職防止対策,非行少年処遇,刑事司法改革等

(2) JICA第三国研修・専門家派遣

国際研修・セミナーへの参加希望者は非常に多い現状にあるが,施設等の関係から 各研修における各国からの参加者が原則1名に制限されるため、より多くの研修員の 参加が可能となるよう関係地域内諸国に教官を派遣し,各国の刑事司法制度改革,矯 正における施設内社会内処遇改善、人材育成に寄与するとともに、派遣国における刑事 司法制度等の調査結果につき報告書等に取りまとめ発刊した。

ア 派遣国(延べ派遣人員,派遣期間)

コスタ・リカ(2人,15日),ケニア(6人,69日),フィリピン(6人, 8日), インドネシア(1人,14日)

イ 報告書関係

「少年司法の効果的運営」(ケニア)・「刑事司法運営への市民参加」(フィリピ ン)を内容とし,帰国後それぞれ600部・700部を発行し,国連アジア極東犯 罪防止研修所(以下「アジ研」という。) による研修成果を伝えることによりアジ ア・太平洋諸国を中心とする開発途上国の刑事司法制度の改革や運用の向上に協力 することを目的として,それら各国の法務省関係機関及び関係省庁,大学等学術研 究機関,国際機関等に配布した。

(3)国際会議等への参加

国連犯罪防止刑事司法委員会会合(ウイーン)及び国連刑事司法関係機関長会議ほ か世界各地で開催された刑事司法に関する各種国際会議に出席し、犯罪対策や刑事司 法改革の現状等について発表するなどし、積極的に国際社会における刑事司法制度の 充実に寄与した。

(4)研修・研究及び調査の成果

上記(1)から(3)における研修・研究及び調査の成果を取りまとめ,アジ研叢 書等として発刊し,アジ研における研修・研究成果を伝えることによりアジア・太平 洋諸国を中心とする開発途上国の刑事司法運営の向上等に協力するとともに,アジ研 の活動に更なる理解と協力を得る目的で、各国で活躍しているアジ研同窓生及びアジ ア・太平洋諸国を中心とする世界各国の法務省関係機関,関係省庁,大学等学術研究機関,国際機関等に配布した。

ア ア ジ 研 叢 書(研修講義内容を収録したもの) 2回発行 計4000部 イ ニューズレター(研修概要等を英文で作成したもの) 3回発行 計6200部 ウ ア ジ 研 所 報(研修概要等を和文で作成したもの) 2回発行 計3800部

4 評価

- (1) これら国際研修・セミナー等については、平成13年度に実施した研修等に際して 実施するアンケートに対し、大部分の研修員が「すばらしい研修であった」と回答し ている上、参加各国からも同様の評価及び新たな研修実施・研修員参加等に関する要 望が多数寄せられていることから、適切な研修であったと評価できる。
- (2)年度当初計画に沿って研修・研究の成果をとりまとめ発刊しており,適切な研究成果を上げられたと評価できる。
- (3)今後の課題としては、アジア・太平洋地域を中心とする諸外国のより多くの要望にこたえられるよう国際研修やその研修員等の増加を図りつつ、国際社会の刑事司法情勢の変化に即応した、より充実した研修等の実施を目指すことである。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

アジア・太平洋地域を中心とする諸外国の要望にこたえられるよう研修の増加を検討したところ,ASEAN諸国の中核として重要な役割を担っているインドネシアでは,現在,司法制度改革に取り組もうとしており,同国には刑事司法制度改革を緊急に実施するための人材及びノウハウが不足していることから,「インドネシア刑事司法支援研修」を平成15年度から実施できるよう,平成15年度概算要求において新規要求を次のとおり行った。

(事項)インドネシア刑事司法支援研修実施経費

(目)政府開発援助諸謝金等

2,888千円

2 今後の予定

特になし。

3 その他

特になし。

備 考

政策所管部局	法務総合研究所	評価実施主体	法務総合研究所	
施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進			
目 標	法整備支援活動を通じて 援対象国の法の支配を確		, 支 指 標	支援対象国の法制度等の 調査実施状況 法整備支援計画の策定状況 況 国際研修等の実施状況が びこれに対する支援対象目の評価
基本的考え方	アジア地域の開発途上国では、社会・経済の更なる発展のため、市場経済への移行や経済の一層の自由化を推進し、これに伴う各種の法制度の整備や法の運用に従事する人材の育成が緊急の課題となっている。しかし、これらの国々には、自ら質の高い法整備を行うりついつや人材が極めて不足しており、明治以来、西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し、そのための支援(法整備支援)を要請してきている。法務省は刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法等、国の基本的秩序に関わる法を所管し、立法や法の運用に関する広範なノウハウを有しており、また、法務総合研究には、過去40年間にわたり、国際研修の実施を通じて刑事司法分野における国際協力に貢献している経験と実績を有している。この経験を生かし、これら諸国の要請にこたえて、整備支援を行うことは、我が国とこれら諸国との友好関係の進展に寄与するのみならず国際社会における我が国への評価の向上と、我が国を含む国際経済の安定的成長、ひいは国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考える。このため、支援対象には国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考える。このため、支援対象には国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考える。このため、支援対象には国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考える。このため、支援対象には国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考える。このため、支援対象には国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考える。このため、支援対象には国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考える。このため、支援対象には国際社会の表により、対象国の立法担当者や法律実務家等の能力の向上を図るとともにといる。			
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	相手国の政情不安,政変	,治安悪化,支援	要請の撤回等の政	7策転換など。
見直しの有無	 1 目標自体の見直しの有無なし。 2 関係する施策等の改善,見直しの有無なし。 			
評価結果	 利定時期 平成14年3月31 評価方法 施策の実施状況に対 平成13年度に講じ 	する支援対象各国	の満足度により評	☑価するものとする。

(1)国際研修の実施

10回の国際研修(延べ実施日数209日,延べ研修員数110人)を実施した。

ア 参加国及び研修員数(研修員は支援対象各国の立法担当者及び法律実務家) ヴィエトナム42人,カンボディア18人,ラオス29人,ミャンマー2人,モンゴル1人,中国1人,韓国5人,日本12人

イ 研修の目的

我が国の法制度の紹介,特定のテーマに関する各国研修員の発表,研修員同士又は我が国の法律専門家とのディスカッション,司法関係機関の見学等を通じ,法の基本原理や,我が国及び支援対象各国の法制度の仕組みや運用の実情などについて相互理解を深めることによって,支援対象各国が行う法制度の整備と人材育成に資することを目的とする。

ウ 研修テーマ

日本の司法制度概要,民事訴訟法,民法改正共同研究,民法起草,民事訴訟法起草,法曹養成と弁護士制度,訴訟外紛争解決制度の研究,不動産登記制度・不動産登記実務に関する諸問題など。

エ 参加者からの評価

(ア) 新しい知識をどれくらい修得したかとの問に対する答

Excellent の評価 38.42% VeryGood の評価 45.74% Good の評価 15.58% Passable の評価 0.26%

(イ) どのくらい有意義であったかとの問に対する答

Excellent の評価 41.87% VeryGood の評価 43.72% Good の評価 13.98% Passable の評価 0.43%

(2)支援対象国の法制度の調査・研究

支援対象国に教官を JICA 短期専門家として派遣し,これら諸国の法制度の調査・研究等を行わせた。

対象国(延べ派遣人員,派遣期間)

ヴィエトナム(2人,18日),ラオス(5人,277日),モンゴル(1人,29日),フィリピン(1人,8日),インドネシア(2人,14日),ウズベキスタン(1人,21日)

(3) JICA 長期専門家としての海外派遣

ヴィエトナムに教官 1 人を JICA 長期専門家として 1 年間派遣し,同国の法制度及びその運用状況の調査及び支援に必要な企画・立案を行わせるとともに,同国の政府機関に対し,法整備のための助言等を行わせた。

(4)国際会議(シンポジウム)の開催

アジア諸国の訴訟外紛争解決制度に関する調査・研究を行い,国際シンポジウムを 1回開催してその成果を発表した。

近年,我が国を含むアジア・太平洋諸国間での国際取引の進展に伴い,企業活動によって生ずる紛争の解決方法として,民事訴訟に代えて,又は民事訴訟を補完するものとして,いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolution)を活用しようとする動きが見られ,我が国としても早急な取組が求められていることから,適正な ADR 制度の発展に資することを目的として,調査・研究結果に基づき,各国の ADR の現状及び

今後の方向性,実務上の問題点等について幅広い観点から議論するシンポジウムを開催した。調査対象国である日本,オーストラリア,中国,インドネシア,韓国,シンガポールの ADR 専門家によるパネルディスカッションを中心に,学者,弁護士,関係行政機関の担当者,企業法務担当者など,約130名が参加して協議・発表を行った。

(5) 法整備支援連絡会の開催

効果的法整備支援の企画立案に資するため、外務省、JICA、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学等、関係機関との情報交換の場として法整備支援連絡会を1回開催した。関係者約100名が参加し、法整備支援の在り方及び基本方針、法整備支援に携わる人材の確保と育成及びその間の連携の在り方、法整備支援に携わる外国機関・国際機関との連絡・協調の在り方、法整備支援活動の評価の在り方などについて協議を行った。

(6)調査・研究成果の公表

調査・研究の成果を取りまとめ、ICD NEWS(法務総合研究所国際協力部報)として2回発刊した。

1,000部発行し,法務省関係機関,関係省庁,大学等学術研究機関,国際機関などに配布している。

4 評価

- (1)支援対象国の調査の結果,対象国の統治機構(立法,行政,司法),法体系,立法 手続や法の運用に関する問題点,法律家の人材育成に関する情報など,より現地のニ ーズに則した研修テーマの設定や,他の機関との支援内容の重複を避けた効率的な支 援計画の策定に資する情報が得られ,例えば平成14年度から本格的な支援を開始す る予定のラオスに関し,今後数か年の具体的支援計画を策定したので,支援計画の策 定という平成13年度当初の目標は達成されたと認められる。
- (2) 平成13年度中に当所が実施した国際研修については、法整備及び人材育成に関する知識を修得させるための満足すべき研修であったとの研修員からのアンケート回答により、有効適切な研修であったと評価できる。
- (3)カンボディアに対しては、民法及び民事訴訟法の起草支援を実施しているが、平成 13年度中にそれぞれ主要な部分についての草案作成が完了し、平成14年度中には 全条文についての草案が完成する予定である。また、ヴィエトナムに関しても平成 13年度中に民法改正の第一次草案がほぼ完成し、平成15年度の成立を目指して作 業が進んでいることなどからも、長期・短期の専門家による調査結果や助言に基づい て、策定された支援計画が順調に実施されていることがうかがわれるので、当初の目 標は十分に達成されたと認められる。
- (4) 平成13年度中にヴィエトナム,カンボディア,ラオスに加え,新たにウズベキスタン,フィリピン,インドネシア等の周辺諸国からも支援要請が寄せられていることからも,当所の実施する施策が,アジア地域の開発途上国から極めて高い評価を受けていることが認められる。

以上のことから,当所が平成13年度中に実施した施策により,これら諸国が行う法整備に関して一定の成果を得,当初の目標は達成されたと評価できる。ただし,本施策の実施は,その緒についたばかりであり,支援計画策定の基礎となる支援対象国の調査も当該年度で完了したわけではない。社会・経済情勢の急激な変化に伴い,支援対象国の法制度やその運用も刻々と変わっていくことから,有効適切な支援計画策定のためには,引き続き継続的,かつ深く掘り下げた調査研究が必要である。また,研修の成果

は、研修生から当該支援対象国内に伝播されることにより支援対象国の法律家の増加や その質の向上に資するものであるが、現在はその体制が整っていないことから、今後は いわゆるトレーナーズ・トレーニングを視野に入れた研修計画又は法整備支援計画を策 定していく必要がある。

なお,現在のところ世界的にも法整備支援の成果を客観的に評価できる手法は確立されておらず,その重要性が強く認識されつつある。このため,当所としても,今後は法整備支援の評価手法についての研究も併せて実施する必要がある。

評価結果に基づく措置状況

評価結果に基 1 講じた措置の内容及び時期

法務総合研究所,日本国内の法整備支援関係機関及び学者等で構成する法整備支援研究会を年4回開催して法整備支援の方法論等に関する学術的研究及び今後の法整備支援の在り方に関する検討を行うこととし,所要の経費を平成15年度概算要求において要求した。要求の内容は,以下のとおりである。

(事項)法整備支援研究会開催経費

(目)諸謝金等

14,438千円

2 今後の予定

特になし。

3 その他

特になし。

備考